

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	総合福祉センターの目的外使用の許可		
根拠法令及び条項	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 4 第 7 項 多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和 63 年条例第 5 号。以下「条例」という。) 第 10 条		
所 管 部 課 名	福祉部 福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	条例第 12 条	
	基 準	<p>条例第 12 条に定めるところにより、次の条件への該当を審査する。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあること。</p> <p>(2) 総合福祉センターの施設をき損又は滅失するおそれがあること。</p> <p>(3) 総合福祉センターの管理上支障があること。</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日 平成 23 年 4 月 1 日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	<p>経由機関 日 (機関名)</p> <p>協議機関 日 (機関名)</p> <p>処分機関 7 日</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日 平成 23 年 4 月 1 日
備 考			